

# 貨物自動車運送 事業者等支援金

## 申請期間

令和4年8月26日(金)から

令和4年12月28日(水)まで



原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にある市内の運送事業者等に対し、支援金を交付します。

## 1. 対象者

貨物自動車運送事業又は一般廃棄物収集運搬業を営む中小企業者及び個人事業者

## 2. 基準及び額

交付対象事業者	交付基準及び交付額		
・貨物自動車運送事業者 ・一般廃棄物収集運搬業者	申請時において陸運局において登録のある営業用車両の台数により交付する。	基本額 法人7万円／個人3万円	
		車両の台数	加算額
		1台	1万円
		2台～10台	5万円
		11台～30台	10万円
		31台～50台	15万円
51台	20万円		

## 3. 申請書類

下記の書類を志木市役所産業観光課まで持参又は郵送にてご提出ください。

### 法人・個人事業者共通

- 志木市貨物自動車運送事業者等支援金申請書兼請求書
- 誓約書
- 貨物自動車運送事業法又は志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例施行規則に基づく許可証の写し
- 営業車両の台数がわかる書類(車検証の写し)
- 通帳(振込口座がわかるページ)の写し

### 法人のみ

- 市内に本社または本店があることがわかる書類(登記簿謄本の写し)
- 直近1年分の法人税確定申告書別表1の写し

### 個人事業者のみ

- 志木市に納税義務があることがわかる書類(所得税確定申告書等の写し等)

※申請は1事業者につき1回までです。

※志木市貨物自動車運送事業者等支援金申請書兼請求書、誓約書は、志木市ホームページからダウンロードできます。

※予算の上限に達した時点で、申請受付を終了いたします。

### 【お問合せ先・書類提出先】

志木市市民生活部産業観光課 〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

TEL:048-475-7360(内線2112) E-mail:sankan@city.shiki.lg.jp